

事業概要

平成21年度
(平成20年度実績)



広島県食肉衛生検査所

ま え が き

広島県食肉衛生検査所の業務の推進につきましては、平素から格別の御協力と御理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年度早々に、新型インフルエンザが発生し、WHOは警戒水準をフェーズ6に引き上げ、世界的大流行に入ったと宣言しました。迅速な対応と幸いにも病原性は弱いということで、国内でパニックを起こすことはありませんでしたが、冬場にかけて引き続き警戒が必要な状況にあります。

一方、事故米の不正転売や食肉の産地偽装など、相変わらず消費者の食に対する安全・安心を揺るがす事案が相次いで発生しています。

このような状況の中、広島県では平成15年3月に策定した「広島県食品の安全に関する基本方針」に基づき、第3期「食品の安全に関する推進プラン」を策定し、具体的な対策と目標を示したところです。食肉衛生検査所としては、特にBSE、鳥インフルエンザ対策の着実な推進を図ることとしております。

ところで、と畜場を一施設所管しておりますが、養豚農家の相次ぐ廃業や他市場への出荷により、出荷頭数が大幅に減少し事業の継続が不可能になったという理由で、平成21年3月末をもって、豚と畜業務が廃止となりました。

今から40年前の昭和44年度事業として、利用頭数が急増し希望頭数が処理できないということなので新設された豚と畜専用施設だったのですが、隔世の感を感じずにはられません。

今後も、食肉の安全・安心確保に向けて、検査技術の研鑽に努めながら、新しい時代に即応し、食肉衛生行政の向上に積極的に取り組む所存です。

ここに、平成21年度の事業概要を作成しましたので、御高覧いただければ幸いです。

平成21年8月

広島県食肉衛生検査所

山根博文

目 次

第1章 総説

1	検査所の沿革	1
2	組織と機構	2
(1)	組織	2
(2)	広島県行政機関設置条例	2
(3)	広島県行政組織規則	2
3	職員の配置状況	2
4	業務の内容	3
5	施設の状況	3
6	主な検査用機械器具一覧表	4
7	管内の状況	5
(1)	位置図	5
(2)	と畜場の概要	5
(3)	大規模食鳥処理場の概要	6
8	検査等手数料及び歳入状況	7
(1)	検査等手数料の推移	7
(2)	検査手数料歳入状況	7

第2章 事業の概要

1	事業概況	8
(1)	と畜検査	8
(2)	食鳥検査	8
(3)	試験室内検査	8
(4)	衛生指導等	8
(5)	消費者等に対する衛生教育	9
(6)	調査研究	9
2	と畜検査	9
(1)	月別と畜検査頭数	9
(2)	年度別と畜検査頭数	9
(3)	と畜場別検査頭数	10
(4)	と畜検査頭数の推移	10
(5)	原因別処分状況	11
(6)	年度別処分頭数	12

3	食鳥検査	13
(1)	月別食鳥検査羽数	13
(2)	年度別食鳥検査羽数	13
(3)	検査羽数の推移	14
(4)	年度別処分状況	14
(5)	原因別処分状況	15
4	伝達性海綿状脳症(TSE)対策	16
5	試験室内検査	17
(1)	と畜検査(種類別)	17
(2)	食鳥検査(種類別)	17
(3)	と畜検査(検査項目別)	18
(4)	牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査	19
(5)	モニタリング検査	19
ア	牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査	19
イ	枝肉の微生物汚染実態検査	19
ウ	牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)残留調査	19
エ	残留有害物質モニタリング検査	19
6	衛生指導等	20
(1)	三次食肉加工センターに対する衛生指導	20
(2)	BSE対策	20
(3)	消費者等に対する衛生対策	20
(4)	鳥インフルエンザ対策	20
(5)	認定小規模食鳥処理場立入検査	21
(6)	認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況	21
第3章 調査及び研究		
1	平成20年度の調査研究発表	22
	認定小規模食鳥処理場の衛生対策	22
2	調査研究発表(平成11年度~平成20年度)	27
第4章 その他の参考資料		
	三次食肉加工センター使用料および解体料	29
	検査所案内	30

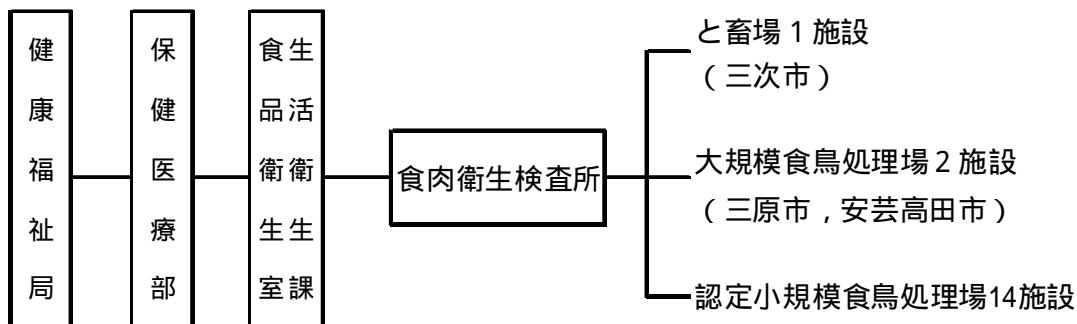
第1章 総説

1 検査所の沿革

昭和46年2月	広島県長期総合計画により、西部(広島)、東部(備後)、北部(備北)、の3流通圏に各々と畜場を統合整備し、近代的設備のと畜場と併せて食肉衛生検査所を設置し、食肉衛生の管理体制を確立する基本計画を策定
昭和49年4月	広島県三次食肉衛生検査所として、と畜検査員3名、非常勤と畜検査員1名で発足
昭和49年8月	庁舎竣工(面積121.5㎡、補強コンクリートブロック平屋建)
昭和52年7月	実験動物飼育舎及び車庫の建設
昭和53年4月	と畜検査員1名増員
昭和55年1月	検査保留用冷凍冷蔵庫建設 (有効面積 冷凍庫9㎡、冷蔵庫4.8㎡ 平成11年増改築に伴い撤去)
昭和55年3月	敷地(1,270㎡)取得
昭和56年4月	と畜検査員1名、非常勤と畜検査員1名増員
昭和57年1月	検査棟の建設(80㎡)、敷地の整備
昭和57年3月	検査用機械器具の充実整備
昭和59年4月	広島県行政組織規則の一部改正により、従来保健所が所管していた食肉衛生検査業務を集中統合して、広島県食肉衛生検査所に組織及び名称を変更
昭和59年4月	福山市三吉町に東部支所を設置し、と畜検査員5名、非常勤と畜検査員1名を配置
昭和63年4月	東部支所にと畜検査員1名減員、非常勤と畜検査員1名増員
平成2年3月	府中市食肉センター廃止
平成3年4月	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の施行に伴い、食鳥処理場の監視指導等の事務が委任され、本所と東部支所に食鳥検査員各1名を配置
平成4年1月	竹原市忠海と畜場廃止
平成4年4月	食鳥検査員3名(本所2名、東部支所1名)、非常勤食鳥検査員7名(本所5名、東部支所2名)を配置し、食鳥検査を開始
平成5年3月	本所に理化学検査室、女子更衣室、女子便所、車庫を増築
平成8年4月	本所の検査員1名増員、食品衛生法第17条第1項及び第22条委任
平成10年4月	福山市の中核市移行に伴い、東部支所の検査員2名減員
平成11年1月	本所の増改築工事着工(平成11年9月竣工)
平成11年4月	東部支所廃止
平成12年3月	尾道市営と畜場廃止
平成13年4月	と畜検査員1名減員
平成13年10月	牛海綿状脳症(BSE)全頭スクリーニング検査開始
平成15年6月	大規模食鳥処理施設1施設廃止
平成15年8月	と畜検査員1名減員
平成16年3月	高病原性鳥インフルエンザの簡易キットによる検査体制を整備
平成17年9月	食肉衛生検査所ホームページ開設
平成21年3月	三次食肉加工センターにおける豚処理業務の廃止

2 組織と機構

(1) 組織



(2) 広島県行政機関設置条例（昭和39年3月31日条例第94号）抜すい （食肉衛生検査所）

第6条の2 地方自治法第156条第1項の規定により，食肉に係る検査等に関する事務を分掌させるため，食肉衛生検査所を置く。

2 食肉衛生検査所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市，呉市及び福山市を除く県下全域

(3) 広島県行政組織規則（昭和39年3月31日規則第18号）抜すい

第5款 食肉衛生検査所

（名称，位置及び所管区域）

第46条の2 行政機関設置条例第6条の2の規定により設置された食肉衛生検査所の名称位置及び所管区域は，次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県食肉衛生検査所	三次市粟屋町	広島市，呉市及び福山市を除く県下全域

（所掌事務）

第46条の3 食肉衛生検査所は，次に掲げる事務を所掌する。

- 1 獣畜のとさつ又は解体に伴う検査に関すること。
- 2 獣畜の肉，内臓等の検査に関すること。
- 3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督に関すること。
- 4 食鳥検査に関すること。
- 5 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 6 前5号のほか，獣畜のとさつ及び解体並びにと畜場並びに食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

3 職員の配置状況

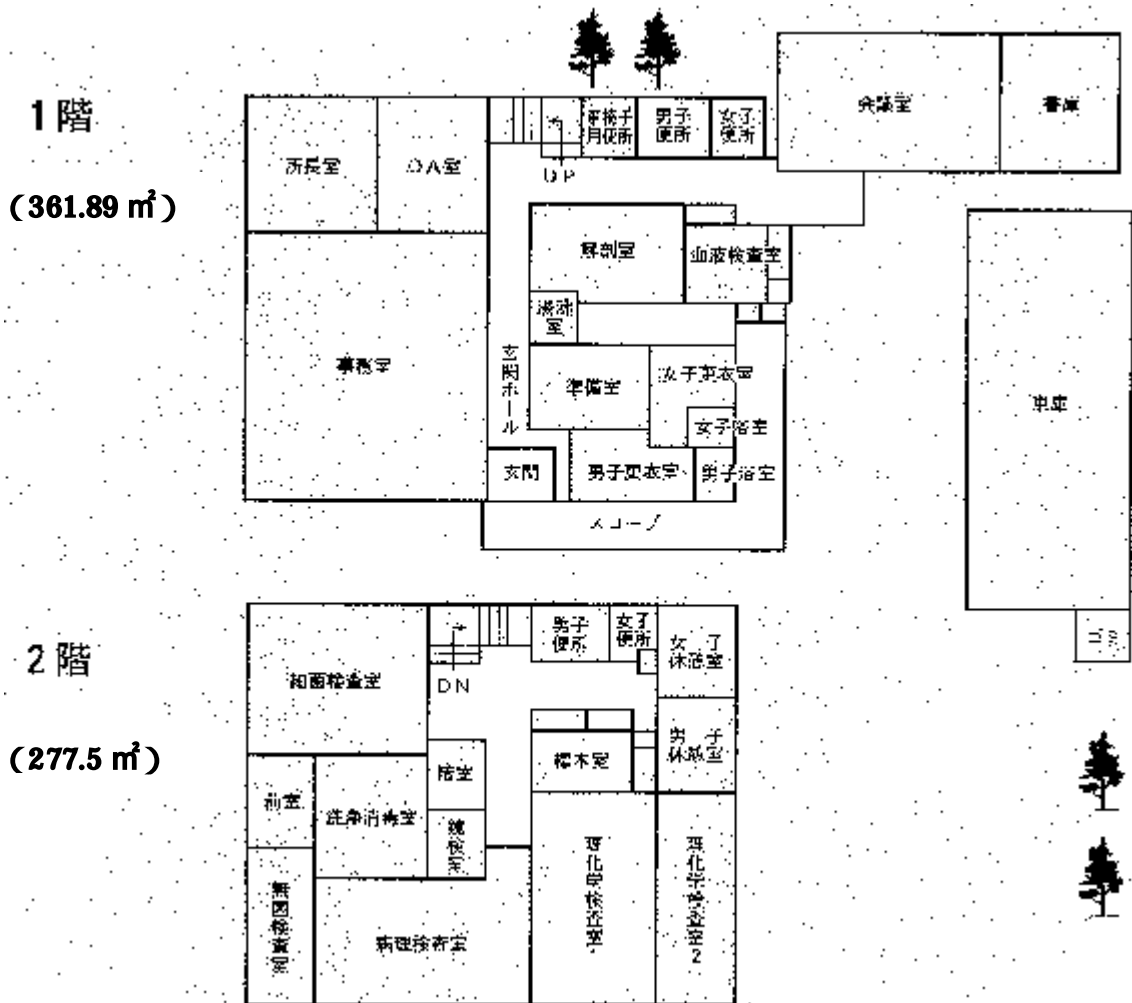
常勤職員							非常勤職員		計
所長	次長	専任主査	主任専門員	専門員	主任技師	技師	と畜検査員	食鳥検査員	
1	1	1	3	2	1	1	2	6	18

4 業務の内容

- (1) と畜検査.....生体，解体前及び解体後検査
- (2) 食鳥検査.....生体，脱羽後及び内臓摘出後検査
- (3) 試験室内検査.....細菌，理化学，病理組織及びBSEスクリーニング検査
- (4) 残留抗菌性物質等の検査・措置
- (5) 食鳥処理場の認定事務及び監視指導
- (6) と畜業者，とさつ解体従事者及びと畜場の衛生指導
- (7) 人畜共通伝染病等の調査研究
- (8) 検査結果の統計処理及び関係機関・生産者等へのフィードバック
- (9) 消費者に対する衛生思想の普及啓発

5 施設の状況

- (1) 所在地 広島県三次市栗屋町 1911-1
- (2) 敷地面積 1,270 m²
- (3) 建物 鉄筋コンクリート2階建て(1階 361.89 m²，2階 277.5 m²)
- (4) 敷地建物の配置図



6 主な検査用機械器具一覧表

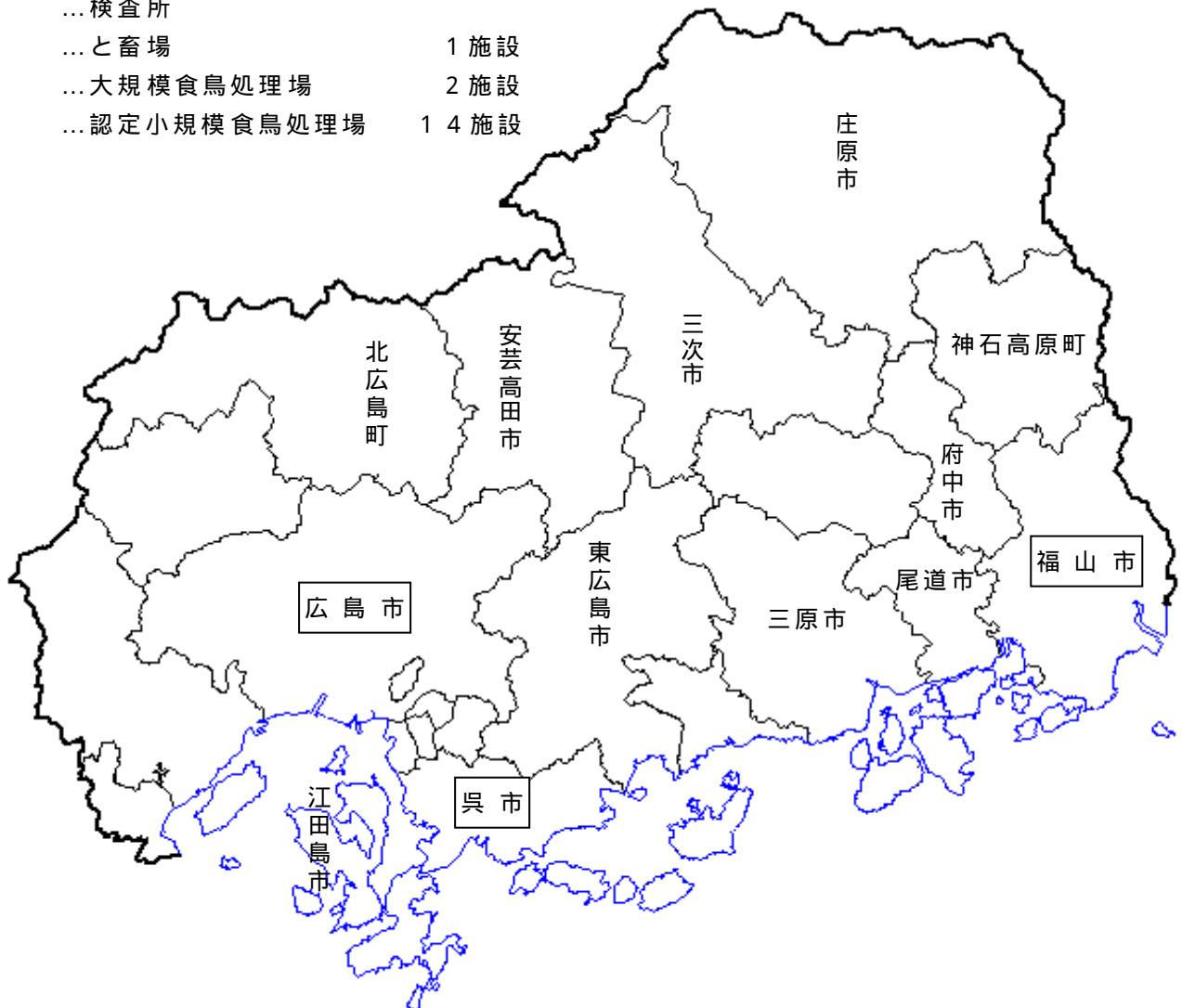
品 名	数 量	品 名	数 量
DNA増幅装置	1	pH測定器	1
アスピレーター	2	アルミブロック恒温槽	3
クリオスタット	1	血球計算器	2
ストマッカー	2	スライド製作機	1
チェストフリーザ	1	電気泳動槽	1
パラフィン溶融器	1	比色計	1
ピペット洗浄器	2	孵卵器	3
プレートリーダー	1	プレートウォッシャー	1
マイクローム	1	滅菌器	6
安全キャビネット	1	遠心分離機	5
攪拌器	2	吸光光度計	1
顕微鏡	6	顕微鏡写真装置	3
顕微鏡テレビ装置	1	顕微鏡投影器	1
恒温器	7	高速クロマトグラフィー	1
自動定量式ピペット	6	純水製造装置	2
小型インキュベーター	1	実体顕微鏡	1
振盪器	2	冷蔵庫	5
臓器撮影装置	1	卓上細胞破碎機	1
超音波洗浄器	1	ディープフリーザ	1
電気定温乾燥器	1	ドラフトチャンバー	1
濃縮器	2	培養器	1
秤	6	パラフィン伸展器	3
分析装置	1	分注器	8
包埋装置	1	ホモジナイザ	3
落射蛍光顕微鏡	1	ろ過装置	1
冷蔵ショーケース	1	発電機	1

7 管内の状況（平成21年3月31日）現在

所管区域は，県内全域（広島市・呉市・福山市を除く）。

(1) 位置図

- ... 検査所
- ... と畜場 1 施設
- ... 大規模食鳥処理場 2 施設
- ... 認定小規模食鳥処理場 14 施設



(2) と畜場の概要

と畜場名	と畜場番号	所在地	面積 (m ²)		浄化槽能力 (t/日)	処理頭数/日 (頭)	
			敷地	建物		大動物	小動物
全国農業協同組合連合会 広島県本部 三次食肉加工センター	11	三次市 粟屋町 1905番地	14,305.0	3,743.8	770	25	300

(3) 大規模食鳥処理場の概要

処 理 場 名	所 在 地	1 日 平 均 処 理 羽 数 (羽)	食 鳥 処 理 管 理 者 数	浄 化 槽 能 力 (t / 日)
広島食鶏事業協同組合	三原市新倉二丁目 16 番 1 号	8,500 羽	18	300
サイコー物産株式会社	安芸高田市高宮町羽佐竹 8 6 9	4,000 羽	8	100

8 検査等手数料及び歳入状況

(1) 検査等手数料の推移

(円)

年 度	牛・馬	とく 豚	めん羊 山 羊	病 畜	証 明	食 鳥
昭和 28.4 ~ 50.3	300	200	50	400	100	
50.4 ~ 51.3	500	350	100	500	200	
51.4 ~ 57.3	900	450	250	1,000	200	
57.4 ~ 60.3	900	450	250	1,000	400	
60.4 ~ 63.3	900	450	250	1,000	500	
63.4 ~ 平成元.3	900	450	250	1,000	600	
元.4 ~ 3.3	900	450	250	1,200	610	
3.4 ~ 4.3	900	450	250	1,300	610	
4.4 ~ 6.3	900	450	250	1,300	610	4
6.4 ~ 9.3	900	450	250	1,300	720	3(4)
9.4 ~	900	450	250	1,300	730	3(4)

(注) 食鳥検査手数料の(4)は土・日祝祭日及び年末年始

(2) 検査手数料歳入状況

(円)

年 度	牛・馬	とく・豚	めん羊 山 羊	病 畜	食 鳥	計
10	3,699,900	11,829,150	750	388,700	12,424,628	28,343,128
11	3,591,000	10,291,950	0	401,700	12,458,367	26,743,017
12	1,897,200	8,777,700	250	248,300	12,134,846	23,058,296
13	1,415,700	9,206,550	0	79,300	12,407,028	23,108,578
14	1,683,000	9,178,200	0	0	12,105,852	22,967,052
15	1,615,500	9,344,250	0	0	11,098,166	22,057,916
16	1,582,200	9,158,400	0	0	10,925,944	21,666,544
17	1,368,000	8,716,950	0	0	11,100,962	21,185,912
18	1,363,500	7,888,500	0	0	10,821,522	20,073,522
19	1,262,700	5,593,950	0	0	10,834,635	17,691,285
20	1,202,400	5,435,100	0	0	10,781,556	17,419,056

第2章 事業の概要

1 事業概況

当所は、昭和28年8月に制定されたと畜場法に基づいて、食用に供する目的で管内1と畜場に搬入される獣畜（牛、とく、馬、豚、めん羊、山羊）のと畜検査を実施している。

現場では、すべての獣畜に対して1頭ずつ、生体検査、内臓検査及び枝肉検査を行い、食肉の安全性確保に努めるとともに、HACCPの考え方に沿って、と畜場施設の整備点検や作業従事者の衛生指導を実施している。さらに、残留有害物質モニタリング検査及び牛枝肉の衛生検査を計画的に実施し、食肉の衛生的品質向上を図っている。

また、平成3年度から施行された「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、平成4年度から管内2施設の大規模食鳥処理場で食鳥検査を実施し、管内14施設の認定小規模食鳥処理場の監視指導を行っている。さらに、残留有害物質モニタリング検査を計画的に実施し、食鳥肉の衛生的品質向上を図っている。

当所は、全国食肉衛生検査所協議会に加入し、調査研究、学会、研修会などを通じて検査技術の向上を図っているところである。

(1) と畜検査

ア 平成20年度の総と畜検査頭数は13,415頭であった。その内訳は、牛は1,336頭、豚は12,079頭であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した獣畜は56頭（0.4%、牛1頭、豚55頭）その理由は膿毒症が34頭で最も多く、以下変性または萎縮が10頭、敗血症が10頭、腫瘍が2頭の順となっている。一部廃棄頭数は牛が1,105頭（82.7%）、豚が10,217頭（84.6%）であった。

(2) 食鳥検査

ア 平成20年度の総食鳥検査羽数は、ブロイラーが3,333,231羽、成鶏0羽であった。

イ 検査の結果、全部廃棄した羽数は18,350羽（0.6%）で、その理由は炎症が10,956羽で最も多く、以下大腸菌症（2,233羽）、放血不良（1,757羽）、削瘦及び発育不良（1,637羽）の順となっている。一部廃棄羽数は56,754羽（1.7%）であった。

(3) 試験室内検査

ア 人と動物の共通感染症、法定家畜伝染病及び抗菌性物質等の残留が疑われるものや、現場での診断が困難なものについては、試験室内において細菌学的、理化学的及び病理学的検査を実施して、その結果に基づいて診断を行っている。平成20年度に試験室内検査を行った獣畜20頭のうち、獣畜8頭（40%）を全部廃棄した。

イ と畜場に搬入されたすべての牛についてBSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査を実施した。

平成20年度は1,336頭についてスクリーニング検査を実施し、すべて陰性であった。

ウ 食肉の解体処理における細菌汚染状況を把握し、作業手順改善の効果判定等に用いるため、牛及び豚枝肉のふき取り検査を実施した。牛については、併せて腸管出血性大腸菌O157による汚染の有無を確認した。

エ 食肉及び食鳥肉への抗菌性物質等の残留の有無を調べるため、残留有害物質モニタリング検査を実施した。

(4) 衛生指導等

ア 食肉衛生検査所における伝達性海綿状脳症（TSE）対応マニュアルに基づき、発生時の対応について模擬演習を実施した。

イ と畜場の管理者及び作業従事者に対して、衛生管理講習会を開催した。

ウ 食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施した。

エ 管内の大規模食鳥処理場 2 施設及び認定小規模食鳥処理場 14 施設について、立ち入り検査及び許可認定事務を行った。

(5) 消費者等に対する衛生教育

食肉の安全に対する関心が高まる中、消費者に対する衛生講習会の実施及び施設見学者の受け入れを行った。

(6) 調査研究

「認定小規模食鳥処理場の衛生対策」について調査し、その成果を各種学会、研修会、業績発表会等で発表した。

2 と畜検査

(1) 月別と畜検査頭数

(単位：日，頭)

月	検査日数	肉用牛		乳用牛		とく		馬		豚		めん山羊		月計
		健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	健	病	
4	21	131		10						1,018				1,159
5	19	106		5						920				1,031
6	21	90		1						931				1,022
7	22	142		8						895				1,045
8	18	109		2						936				1,047
9	20	106		3						955				1,064
10	22	111		5						962				1,078
11	18	105		4						1,115				1,224
12	19	117		5						1,233				1,355
1	19	90		4						1,066				1,160
2	19	87		2						1,064				1,153
3	19	90		3						984				1,077
計	237	1,284	-	52	-	-	-	-	-	12,079	-	-	-	13,415

(2) 年度別と畜検査頭数

(単位：頭)

年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
11	4,238	18	2	22,908	1	27,167
12	2,248	11	2	19,532	1	21,794
13	1,625	6	-	20,462	-	22,093
14	1,868	-	2	20,396	-	22,266
15	1,795	-	2	20,765	-	22,562
16	1,754	-	4	20,352	-	22,110
17	1,520	-	-	19,371	-	20,891
18	1,515	-	1	17,530	-	19,046
19	1,403	-	-	12,431	-	13,834
20	1,336	-	-	12,078	-	13,414

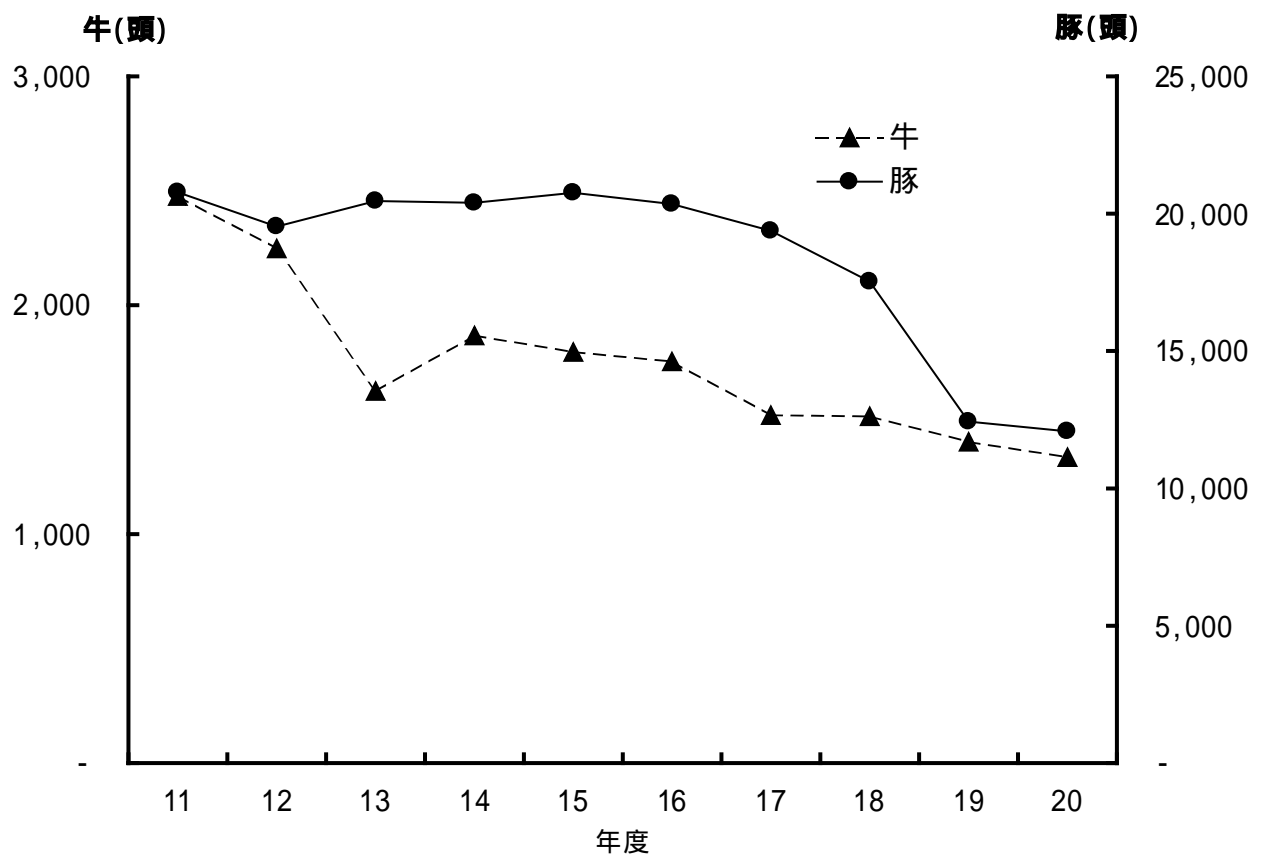
(と畜場外と殺を除く)

(3) と畜場 (三次食肉加工センター) 検査頭数

(単位 : 頭)

年度	牛	とく	馬	豚	めん山羊	計
11	2,476	14	2	20,782	1	23,275
12	2,248	11	2	19,532	1	21,794
13	1,625	6	-	20,462	-	22,093
14	1,868	-	2	20,396	-	22,266
15	1,795	-	2	20,765	-	22,562
16	1,754	-	4	20,352	-	22,110
17	1,520	-	-	19,371	-	20,891
18	1,515	-	1	17,530	-	19,046
19	1,403	-	-	12,431	-	13,834
20	1,336	-	-	12,078	-	13,414

(4) と畜検査頭数の推移 (三次食肉加工センター)



(5) 原因別処分状況

(単位：頭)

	処分 実頭数	疾病別頭数																			計								
		細菌病							ウイルス・リ ケッチア病	原虫病	寄生虫病	その他の疾病																	
		炭 疽	豚 丹 毒	サル モ ネ ラ 病	結 核 病	ブル セラ 病	破 傷 風	放 線 菌 病	そ の 他	豚 コ レ ラ	そ の 他	ト キ ソ プ ラ ズ マ 病	そ の 他	ジ ス ト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫		腫 瘍	中 毒 諸 症	産 物 に よ る 汚 染 症	炎 症 又 は 炎 症	変 性 又 は 萎 縮	そ の 他		
牛	禁止	-																										-	
	全部廃棄	1														1													1
	一部廃棄	1,105										8						11	1				828	383	426			1,657	
と く	禁止	-																										-	
	全部廃棄	-																										-	
	一部廃棄	-																										-	
馬	禁止	-																										-	
	全部廃棄	-																										-	
	一部廃棄	-																										-	
豚	禁止	-																										-	
	全部廃棄	55													34	9				2					10			55	
	一部廃棄	10,217																	93				7,711	413	4,007			12,224	
め ん 羊	禁止	-																										-	
	全部廃棄	-																										-	
	一部廃棄	-																										-	
山 羊	禁止	-																										-	
	全部廃棄	-																										-	
	一部廃棄	-																										-	

(6) 年度別処分頭数

(単位：頭)

年度 (平成)	とさつ禁止 解体禁止					全部廃棄					一 部 廃 棄																			
											肉					内 臓					肉 と 内 臓					計				
	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊	牛	とく	馬	豚	めん山羊
11	2			1		108	1		45		49	4		64		3,143	8	1	20,067		373	2		368		3,565	14	1	20,499	
12	8			4		59	1		47		23			184		1,681	6	2	16,939	2	150	1		565		1,854	7	2	17,688	2
13	3			1		22			62		11			366		1,285	4		17,822	1	75	2		588		1,371	6		18,776	1
14						1			80		8			204		1,631			17,438		93			588		1,732			18,230	
15						1			88		3			182		1,605		1	18,331		76			681		1,684		1	19,194	
16						1			87		2			79		1,600		3	18,523		77			714		1,679		3	19,316	
17									93		6			74		1,360			17,689		78			815		1,444			18,578	
18						1			68		8			86		1,284		1	15,580		97			816		1,389		1	16,482	
19						1			54		10			85		1,111			10,484		92			495		1,213			11,064	
20						1			55		13			66		1,027			9,675		65			476		1,105			10,217	

3 食鳥検査

(1) 月別食鳥検査羽数

(単位：日，羽)

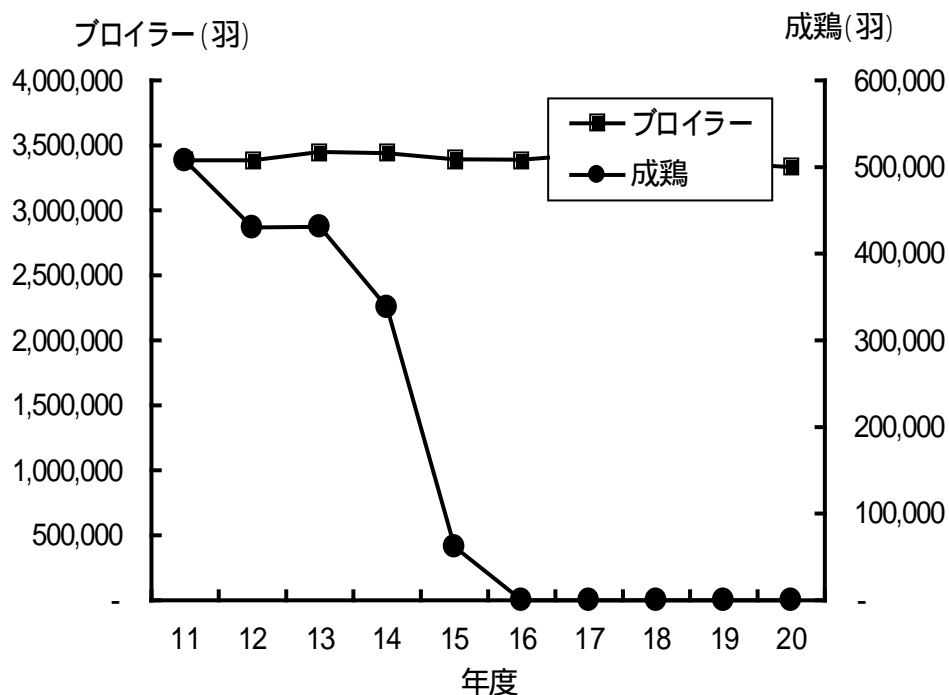
月	広島食鶏事業(協)			サイコー物産(株)		月計
	日数	ブロイラー	成鶏	日数	ブロイラー	
4	22	200,587		22	78,403	278,990
5	23	204,929		21	74,719	279,648
6	21	188,409		21	75,982	264,391
7	22	179,472		22	76,044	255,516
8	22	177,240		21	72,221	249,461
9	23	194,766		22	76,287	271,053
10	23	200,163		22	79,401	279,564
11	23	208,673		21	79,749	288,422
12	25	237,704		22	99,945	337,649
1	23	206,428		21	75,416	281,844
2	21	193,992		20	71,760	265,752
3	22	202,455		21	78,486	280,941
計	270	2,394,818	-	256	938,413	3,333,231

(2) 年度別食鳥検査羽数

(単位：羽)

年度	ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	合計
11	3,385,297	507,248			3,892,545
12	3,386,133	430,137			3,816,270
13	3,449,803	430,937			3,880,740
14	3,440,248	337,936			3,778,184
15	3,391,898	61,881			3,453,779
16	3,388,768	-			3,388,768
17	3,431,391	-			3,431,391
18	3,372,359	-			3,372,359
19	3,366,963	-			3,366,963
20	3,333,231	-			3,333,231

(3) 検査羽数の推移



(4) 年度別処分状況

(単位 : 羽)

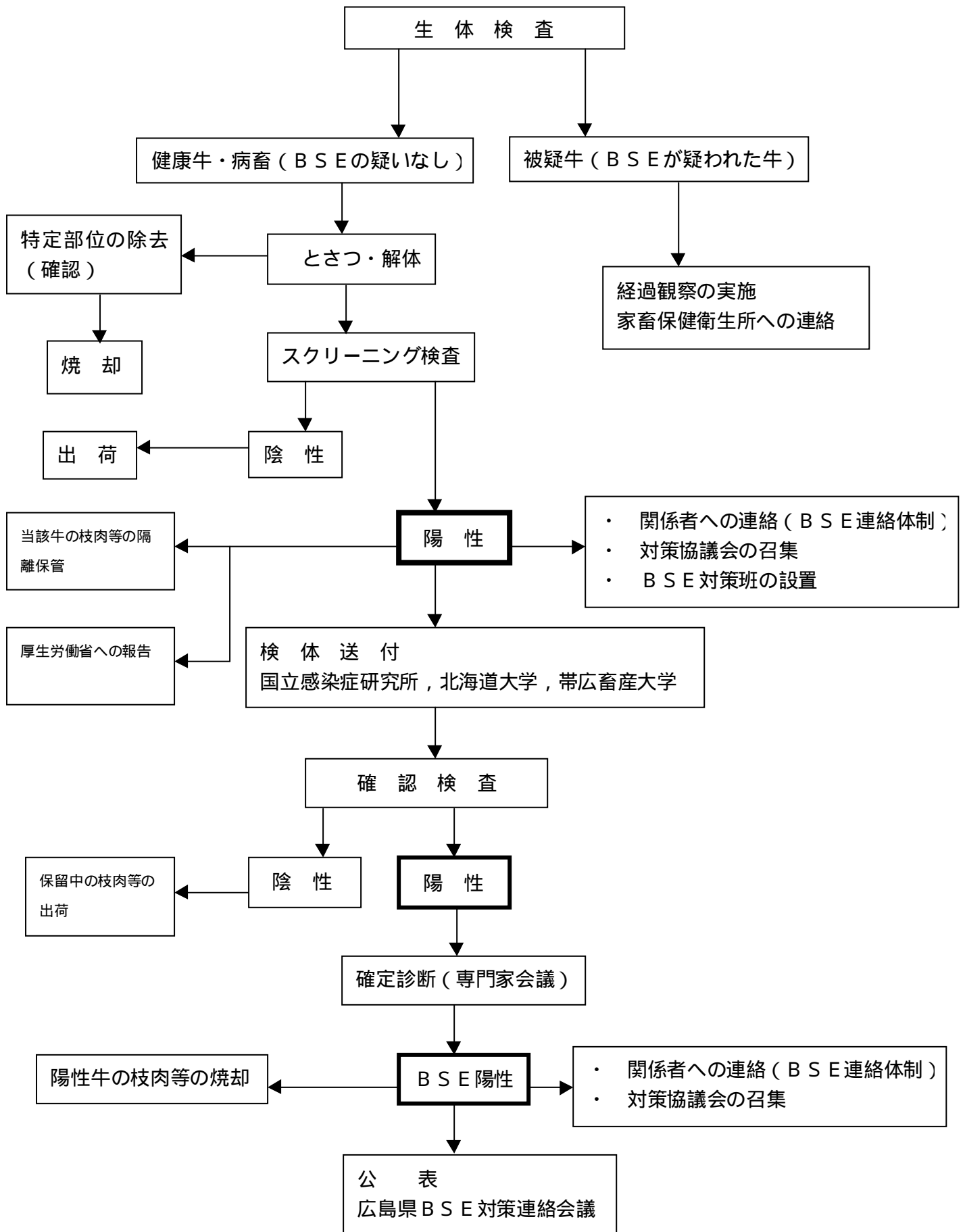
年度	検査羽数	処分羽数	処分区分		処分率
			全部廃棄	一部廃棄	
11	3,892,545	107,998	27,261	80,737	2.77%
12	3,816,270	62,045	25,030	37,015	1.63%
13	3,880,740	60,781	23,445	37,336	1.57%
14	3,778,184	100,613	25,517	75,096	2.66%
15	3,453,779	89,739	22,462	67,277	2.60%
16	3,388,768	83,124	18,404	64,720	2.45%
17	3,431,391	98,850	16,244	82,606	2.88%
18	3,372,359	85,227	14,233	70,994	2.53%
19	3,366,963	89,903	17,811	72,092	2.67%
20	3,333,231	75,104	18,350	56,754	2.25%

(5) 原因別処分状況

(単位 : 羽)

		ブ ロ イ ラ ー			成 鶏			あ ひ る			七 面 鳥		
検 査 羽 数		3,333,231			-			-			-		
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
処 分 実 羽 数		-	18,350	56,754									
疾 病	ウ	鶏 痘											
	ィ	伝 染 性 気 管 支 炎											
	ル	伝 染 性 喉 頭 気 管 炎											
	ス	ニ ュ ー カ ッ ス ル 病											
	・	鶏 白 血 病											
	ク	封 入 体 肝 炎											
	ラ	マ レ ッ ク 病		27									
	ミ	そ の 他											
	ジ	大 腸 菌 症		2,233									
	ア	伝 染 性 コ リ ー ザ											
	病	サ ル モ ネ ラ 病											
		ブ ド ウ 球 菌 症											
		そ の 他											
		毒 血 症											
		膿 毒 症											
		敗 血 症											
		真 菌 症											
		原 虫 病											
	寄 生 虫 病												
	変 性			6									
	尿 酸 塩 沈 着 症												
	水 腫		33	36									
	腹 水 症		1,192										
	出 血			8,069									
	炎 症		10,956	48,643									
	萎 縮												
	腫 瘍		23										
	臓 器 の 異 常 な 形 等												
	異 常 体 温												
	黄 疸												
	外 傷												
	中 毒 諸 症												
	削 瘦 及 び 発 育 不 良		1,637										
	放 血 不 良		1,757										
	湯 漬 過 度		71										
	そ の 他		421										
	計	-	18,350	56,754									

4 伝達性海綿状脳症（TSE）対策



5 試験室内検査

(1) と畜検査 (種類別)

(単位: 頭, 件数)

種類	実頭数	細菌病										原虫病		寄生虫病		その他の疾病							計			
		炭疽	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌症	抗酸菌症	膿毒症	敗血症	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症		その他	その他抗菌性物質等	
牛	4										2							1	1					1	2	7
とく馬																										
豚	18	1	8							2	12											2		2	13	40
めん羊																										
山羊																										
計	22	1	8							2	14							1	1			2		3	15	47

(2) 食鳥検査 (種類別)

(単位: 羽, 件数)

種類	実羽数	ウイルス・クラミジア病						細菌病				その他の疾病															計														
		鶏痘	伝染性気管支炎	伝染性喉頭気管炎	ニューカッスル病	鶏白血病	封入体肝炎	マレック病	その他	大腸菌症	伝染性コリバ	サルモネラ病	ブドウ球菌症	その他	毒血症	膿毒症	敗血症	真菌症	原虫病	寄生虫病	変性	尿酸塩沈着症	水腫	腹水症	出血	炎症		萎縮	腫瘍	臓器の異常な形等	異常体温	黄疸	外傷	中毒諸症	消瘦及び発育不良	放血不良	湯漬過度	その他			
ブロイラー	12																																							20	32
成鶏																																									
あひる																																									
七面鳥																																									
計	12																																							20	32

(3) と畜検査 (検査項目別)

(単位:頭,件数)

検査区分	検査頭数	細菌検査			血清反応	血液検査	病理検査	理化学検査	寄生虫検査	動物実験	検査延件数	陽性頭数	措置				備考
		直接鏡検	一般培養	同定									とさつ禁止	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄	
細菌病	炭疽	1	1		1						2						
	豚丹毒	8	16	32	16						64						
	サルモネラ病										-						
	結核病										-						
	ブルセラ病										-						
	破傷風										-						
	放線菌症										-						
	抗酸菌症										-						
	膿毒症	2		32	16						48						
	敗血症	14		224	112		1				337	6			6		
その他										-							
原虫病	トキソプラズマ病										-						
	その他										-						
寄生虫病	のう虫病										-						
	ジストマ病										-						
	その他										-						
その他の疾病	尿毒症	1					1				1						
	黄疸	1					1	1			2						
	水腫										-						
	腫瘍	2						12			12	2			2		
	中毒諸症										-						
その他	3						6			6							
その他 抗菌性物質等	15		60							60							
計	47	17	348	144	1	3	18	1	-	-	532	8			8		

(4) 牛海綿状脳症 (BSE) スクリーニング検査

(単位:頭)

検査実頭数	分類			陽性頭数
	生後24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害などの神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するもの	生後30ヶ月齢以上の牛	その他の牛	
1,336	0	273	1,063	0

(5) モニタリング検査

ア 牛枝肉の腸管出血性大腸菌検査

(検体数)

検査頭数	腸管出血性大腸菌			
	免疫クロマト法 (O157)	P	C	R 法
36	37			37

イ 枝肉の微生物汚染実態検査

(検体数)

種類	検査頭数	一般細菌数	大腸菌群数
牛	60	120	120
豚	40	80	80
計	100	200	200

ウ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留調査

(検体数)

検査頭数	頸椎周囲	外側腹部
24	24	24

エ 残留有害物質モニタリング検査

(検体数)

種類	検査頭(羽)数	抗生物質	合成抗菌剤	内寄生虫用薬
牛	1	4	0	0
豚	14	56	0	0
鶏	10	0	0	20
計	25	60	0	20

6 衛生指導等

(1) 三次食肉加工センターに対する衛生指導 と畜衛生講習会

月 日	場 所	出席者数(人)
11月14日	検査所	11

(2) B S E 対策

平成13年度から、食用のためとさつ解体されるすべての牛に対してスクリーニング検査を実施しているが、T S E 対応マニュアルに基づいて、平成18年度に引き続き、発生時の対応について消毒作業等の実地訓練を含む模擬演習を実施した。

ア 事前協議

月 日	場 所	出席者数(人)
6月12日	検査所	5

イ 模擬演習

月 日	場 所	参加人数(人)
6月27日	検査所・大動物処理施設他	22

(3) 消費者等に対する衛生教育

月 日	場 所	参加人数(人)
6月 3日	検査所	7
3月11日	検査所	1

(4) 鳥インフルエンザ対策

食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づいて机上演習を実施した。

月 日	場 所	参加人数(人)
12月10日	検査所	6

(5) 認定小規模食鳥処理場立入検査

施 設 数	立 入 検 査 延 べ 件 数
14	14

(6) 認定小規模食鳥処理場の処理羽数及び廃棄処分状況 (単位：羽)

処 理 羽 数	60,088
と さ つ 禁 止	
全 部 廃 棄	283
一 部 廃 棄	11

第3章 調査及び研究

認定小規模食鳥処理場の衛生対策

広島県食肉衛生検査所 井上佳織

1 はじめに

カンピロバクター食中毒の発生が多い中、鶏肉を原因とする食中毒の発生を未然に防止するために、食鳥処理場においてはより一層の衛生対策が求められている。認定小規模食鳥処理場においては、衛生管理は経験的に行われていることが多く、定期的に自主検査を実施している施設も少ないため、年間1~2回程度の監視では衛生実態を把握しにくい現状にある。そこで、今回、管内14施設の認定小規模食鳥処理場の中でも処理羽数が多いA施設について衛生実態調査を実施し、衛生対策を検討したので報告する。

2 調査方法

(1) 調査期間

平成20年5月から7月

(2) 調査施設

A 認定小規模食鳥処理場（外剥ぎ処理，成鶏処理羽数約87,000羽/年，従事者6名）

(3) 調査検体

施設の設備等15検体，解体作業時に使用する器具類43検体，食鳥とたい及び食鳥肉等（胸部）33検体，計91検体の拭取り及び採材を行なった（図1）。拭取りは25cm²をPro-media ST-25（株）エルメックス）を用いて拭取り，これを試料原液とした。

(4) 細菌検査

ア 生菌数：好気性細菌数測定用プレート（PetrifilmTM）を用い37 48時間培養後測定した。

イ 黄色ブドウ球菌：マンニット食塩培地（日水製薬株）に卵黄を添加し培地を調製後，これに原液0.1mlを塗布し37 24~48時間培養後，性状確認し菌数測定及びウサギプラズマ（栄研化学株）でコアグラゼテストを行った。

ウ サルモネラ属菌：ラポポート・バシリアディス培地（日水製薬株）に原液1mlを接種し，42 24時間増菌培養後，ESサルモネラ寒天培地（栄研器材株）で37 24時間分離培養した。

エ カンピロバクター：プレストン選択増菌培地を調製（Nutrient Broth(DifcoTM), Preston Campylobacter Selective Supplement(OXOID), 馬脱織血（株）日本バイオテスト研究所）後，これに原液1mlを接種し，42 24時間微好気にて増菌培養後，CCDA寒天培地（OXOID）で42 48時間微好気にて分離培養した。また，胸肉は各25gを10倍量のプレストン選択増菌培地でストマッカー処理後，他の検体と同様に増菌培養及び分離培養を行った。

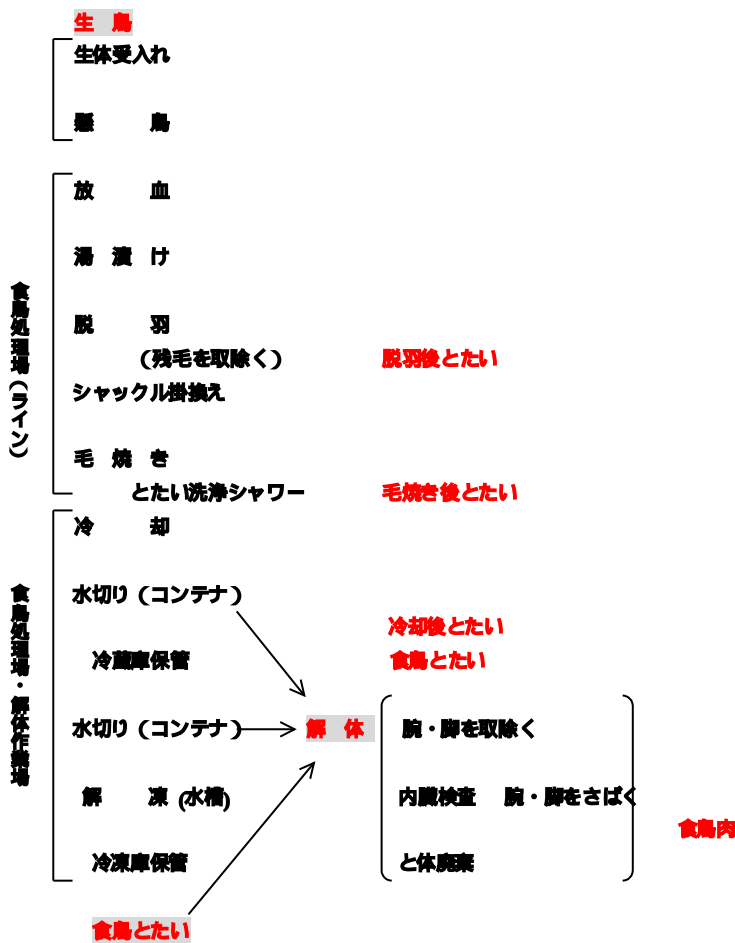


図1 食鳥処理工程

(5) 衛生管理状況の調査
 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第 11 条 衛生管理等の基準」, 「食鳥処理場における HACCP 方式による衛生管理指針 (平成 4 年 3 月 30 日付 衛乳第 71 号)」(以下「管理指針」), 「一般的な食鳥処理場における衛生管理総括表 (平成 18 年 3 月 24 日付食安監発第 0324001 号)」(以下「総括表」)等を参考に, 処理工程別に衛生管理状況について施設調査を行った。

(6) 従事者の意識調査
 従事者の意識調査を実施後衛生対策を検討した。

3 結果及び考察

(1) 「管理指針」を基にした細菌検査結果及び衛生管理状況調査の結果 (表 1)

生菌数は, 懸鳥用シャックル, 湯漬槽, 脱羽機, 毛焼き用シャックル, 冷却槽において「管理指針」による基準 (洗浄消毒後の値) を超えた。これらは目視でも羽毛等の付着が確認され, 特に懸鳥用シャックルで汚れは顕著であった。従来, 洗浄はホースによる水洗浄だけで消毒は実施されていなかったことから, 高圧洗浄機及び次亜塩素酸 Na (25 ~ 50ppm) による洗浄消毒を実施した結果, 湯漬槽及び脱羽機では基準以下となったが, シャックル及び冷却槽では基準以下にならなかった。その理由として, 材質自体が劣化しており, さらに冷却槽では洗浄による新たなこすり傷を生じ, 改善前より菌数が多くなったと考えられた。

脱羽後の食鳥とたい, 冷却後の食鳥とたい及び食鳥肉では, 生菌数が「管理指針」による基準を超えた検体はなかった。このことは, 冷却水の塩素濃度等が「総括表」等の基準に適合していたこともその一因と推察された。

黄色ブドウ球菌は, 湯漬水 (処理中), 脱羽後及び冷却後食鳥とたいから検出されたが, 処理状況から施設等からの汚染はほとんどないと考えられたので鶏由来と推察された。サルモネラ属菌, カンピロバクターは検出されなかった (解体作業で使用する器具は未検査)。

表1 「管理指針」を基にした細菌検査結果及び衛生管理状況調査結果

工程	検体 「管理指針」による基準(生菌数)	細菌検査結果		衛生管理状況調査結果		
		生菌数(CFU/cm ²)	黄色ブドウ球菌(CFU/cm ²)	温度	汚染の度合	消毒の有無
受生 入体	生体輸送容器 1.0×10 ³ /cm ²	4.2×10 ²	-		+	無
養鳥	シャッフル 1.0×10 ³ /cm ²	5.0×10 ⁶ (1.6×10 ⁴)	-		+++ (++)	無 (25~50ppm)
	湯濯水(処理中) 1.0×10 ⁶ /ml	2.5×10 ⁴ /ml	10/ml	60	++	無
湯濯	湯濯槽 5.0×10 ⁴ /cm ²	2.3×10 ⁶ (3.3×10 ⁶)	-		+ (+)	無 (25~50ppm)
	食鳥とたい体表 1.0×10 ⁵ /cm ²	4.5~8.8×10 ²	4		+	
脱羽	脱羽機(接触面) 5.0×10 ⁴ /cm ²	2.7×10 ⁵ (3.2×10 ⁴)	-		++ (+)	無 (25~50ppm)
	シャッフル 1.0×10 ³ /cm ²	3.2×10 ⁴ (1.3×10 ⁴)	-		++ (+)	無 (25~50ppm)
冷却	本冷却水 1.0×10 ⁴ /ml	3.0×10 ⁹ /ml	-	1	+	300ppm 25ppm
	本冷却槽 1.0×10 ³ /cm ²	7.7×10 ³ (2.4×10 ⁴)	-		+++ (++)	無 (25~50ppm)
	食鳥と体・食鳥肉等体表(冷却後) 1.0×10 ⁴ /cm ²	1.0×10 ² ~7.8×10 ³	4		+	
保一 管時	冷蔵庫	(床)9.3×10 ³	-	4	++	
	冷凍庫	(床)5.8×10 ¹	-	-15	++	

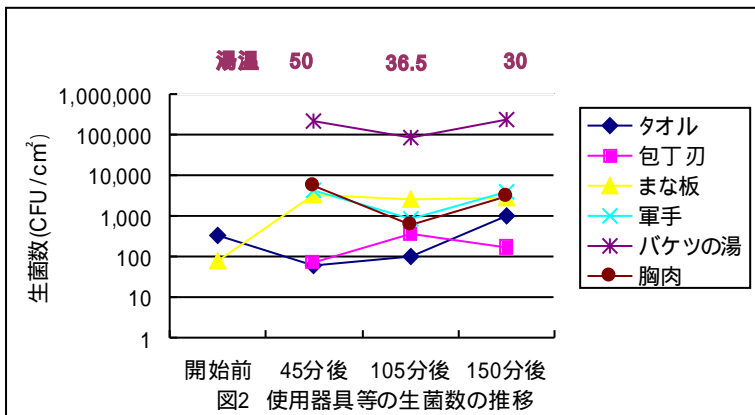
注:網掛けは「管理指針」による基準を越えた値を示す
注:結果の下段()は改善措置及び改善後の結果を示す

(2) 解体作業における衛生管理状況調査

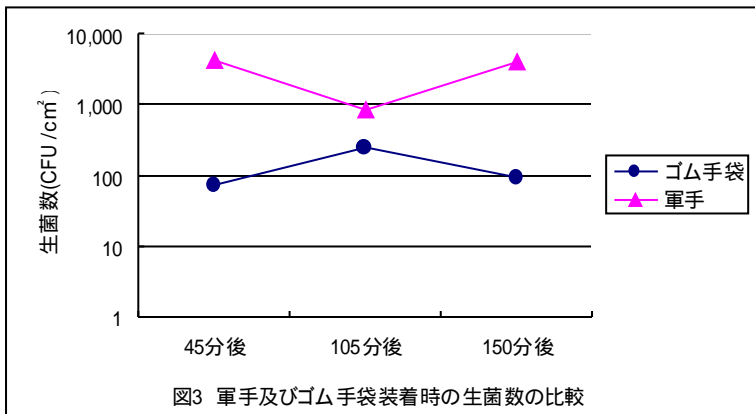
ア 使用器具の取扱い

解体作業に使用する器具類(包丁,まな板,軍手,タオル)(以下「器具類」)は,作業中,バケツに汲置きした湯(以下「バケツの湯」)で洗浄され消毒工程はなかった。

器具類及びバケツの湯の生菌数の推移(作業開始前から150分後)(図2)では,バケツの湯の生菌数が最も多かった。これはバケツの湯に菌が蓄積し,さらに,作業の間に30~50の湯の中で菌が増殖したことが推察された。このことから,バケツの湯及び器具類の間で菌が循環



し,これらから食鳥肉に移行する可能性も考えられた。それには軍手が大きく関与することが考えられたので,ゴム手袋装着時(作業中塩素消毒実施)の生菌数と比較したところ,軍手の方が1オーダー高かった(図3)。これらのことから,作業中に



れていた。これらの行為により新たな汚染が生じる危険があることから、衛生管理のため糞便が付着した食鳥とたいの取扱いについて作業手順書を作成し(表2)、付着した糞便は包丁でトリミングすること等を指導した。

消毒槽(塩素)を設置すること及びゴム手袋の装着等を指導した。

イ 食鳥とたいの取扱い

食鳥とたいをコンテナから解体作業台に移す時、糞便が付着している食鳥とたいは、床に放置され、糞便付着部位はタワシで洗浄さ

表2 水切り後の食鳥とたいの取扱い方法

作業手順	1 コンテナから食鳥とたいを1羽ずつ取出す。
	2 取出した時、体表に糞便汚染がないことを確認する。
	3 食鳥とたいを作業台に移す。
衛生管理	食鳥とたいの体表に汚染がないことを確認する。
逸脱	体表汚染(食鳥とたいに糞便が付着)がある。
改善措置	糞便を包丁でトリミングする。
点検の方法	目視にて糞便が残っていないことを確認する。
点検の頻度	1羽ごと

糞便汚染した食鳥とたいの処理方法

- 別のコンテナに糞便汚染した食鳥とたいを入れる。
その際、食鳥とたいどうしが接触しないようにする。
- 通常の解体作業終了後、糞便汚染した食鳥とたいの処理を開始する。
- 糞便付着部位を包丁で切り取る。
- 包丁は、1羽処理するごとに汚れを拭いた後、消毒槽で消毒する。

(3) 従事者の意識調査

衛生管理状況調査で不適切な取扱いが確認されたことから、従事者に食中毒等衛生知識に関する意識調査を行ったところ、糞の中に食中毒菌が存在することを知らなかったり、「菌が肉に付着しても焼いて食べるので問題ない」等認識不足の意見が目立った。そこで、今回の結果を説明したところ、「衛生的に作業を行っているつもりだった」、「言われて初

めて気が付いた」という意見が出た一方、非衛生的な取扱いであることを認識しながら食鳥とたいを床に放置する等の問題行為が行われていた。このことから、正しい衛生知識の習得が重要であり、今後は、食鳥処理衛生管理者だけでなく従事者の衛生講習会等への出席及び監視時に従事者とも意思の疎通を図ることが必要と考えられた。

4 まとめ

以上の結果から、各工程の問題点及び改善策をまとめた(表3)。

生菌数が「管理指針」による基準を超えた機械器具では、改善策として高圧洗浄機による洗浄

と塩素噴霧による消毒を検討した。しかし、機械等への影響を考慮すると塩素消毒には限界があるため、材質に合った洗浄器具を用いて洗浄の徹底を図ることに重点を置くこととした。また、洗浄消毒の実施確認及び記録管理のために「チェック表」の雛形（表4、表5）を、衛生管理のために「作業手順書」等を活用する改善策を指導したので、今後、自主衛生管理に向けた取組みの一助としたい。

表3 まとめ

工程	設備・機械・器具	問題点	改善策
懸鳥	シャックル	シャックルの汚染	洗浄消毒の徹底(高圧洗浄機・塩素噴霧)
湯漬け	湯漬け槽	湯漬槽の汚染	洗浄消毒の徹底(高圧洗浄機・塩素噴霧)
脱羽	脱羽機・フィンガー	脱羽機・フィンガーの汚染	洗浄消毒の徹底(高圧洗浄機・塩素噴霧)
掛換	シャックル	シャックルの汚染	洗浄消毒の徹底(高圧洗浄機・塩素噴霧)
冷却	冷却槽	冷却槽の汚染	洗浄消毒の徹底(高圧洗浄機・塩素噴霧)
水切り	コンテナ	糞便汚染したと体	糞便をトリミング(作業手順書)
内臓検査(解体作業)	まな板・包丁	使用器具の汚染	消毒槽設置・ゴム手袋装着等

表4 処理終了後の洗浄消毒チェック表

いつ	どこで	何を	どのように	確認	何を	どのように	確認
と鳥処理作業終了後	ブラットホーム	床	洗浄(高圧洗浄機)	羽毛・糞便等の付着がなくなるまで		消毒	消毒薬噴霧
	ブラットホーム	生体輸送容器	洗浄(高圧洗浄機)	羽毛・糞便等の付着がなくなるまで		消毒	消毒薬噴霧
	ブラットホーム	懸鳥用シャックル	洗浄(高圧洗浄機)	羽毛・糞便・レールダスト等の付着がなくなるまで		消毒	消毒薬噴霧
	処理場内	湯漬槽	洗浄(高圧洗浄機)	羽毛・糞便等の付着がなくなるまで		消毒	消毒薬噴霧
	処理場内	脱羽機	洗浄(高圧洗浄機)	羽毛・糞便・脂肪等の付着がなくなるまで		消毒	消毒薬噴霧
	処理場内	毛焼き用シャックル	洗浄(高圧洗浄機)	羽毛・脂肪等の付着がなくなるまで		消毒	消毒薬噴霧
	処理場内	コンテナ(脱羽用)	洗浄(高圧洗浄機)	羽毛・糞便・脂肪等の付着がなくなるまで		消毒	消毒薬噴霧
了解後解体作業終了後	解体作業場	冷却槽	洗浄(高圧洗浄機)	脂肪等の付着がなくなるまで		消毒	消毒薬噴霧
	解体作業場	コンテナ(食鳥と体用)	洗浄(高圧洗浄機)	羽毛・糞便・脂肪等の付着がなくなるまで		消毒	消毒薬噴霧
	解体作業場	作業台	洗浄(スポンジ・ブラシ)	脂肪等の付着がなくなるまで		消毒	消毒薬噴霧
	解体作業場	まな板・包丁	洗浄(スポンジ・ブラシ)	脂肪等の付着がなくなるまで		消毒	消毒槽に浸漬

認定小規模食鳥処理場の衛生対策

表5 処理開始前チェック表

いつ	どこで	何を	どのように	確認	
と鳥処理開始前	湯漬け機	湯漬け温度	湯漬温度60度以上	付属温度計で確認	
		換水装置		制御装置を確認	
	製氷機の下	脱羽と体の投入数	最大150羽	毛焼きシャックルに掛ける時数える	
		冷却槽(500ℓ)	水量	160ℓ	水槽の目印線まで
			塩素の調製	次亜塩素酸Na 400ml	計量カップの目印線まで
			氷の投入	水槽一杯	

2 調査研究発表（平成11年度～平成20年度）

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
1 1	第45回広島県獣医学会	ウシの副腎に見られた血管肉腫	山本 和則
	日本獣医公衆衛生学会（中国）及び双三獣医師会技術検討会においても発表	ウシの悪性中皮腫の1例と畜場におけるハエの実態調査	湯藤 恵悟 田村 和穂
	食品衛生監視員等業績発表会及び双三獣医師会技術検討会	食鳥処理場における微生物制御に関する調査について	水野 亜里
	全国公衆衛生獣医師協議会平成11年度調査研究発表会	<i>Salmonella Enteritidis</i> 衛生対策について	寺地 弘行
1 2	第46回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国）	豚の抗酸菌症の検査法の検討 カンピロバクターの二次汚染防止対策と食鳥処理場における検出状況について	湯藤 恵悟 水野 亜里
	食品衛生監視員等業績発表会	と畜場における微生物制御の取り組みとその効果	松田 花子
	食品衛生監視員等業績発表会（中国）においても発表	カンピロバクターの二次汚染防止対策と食鳥処理場における検出状況について	久保 滋
	双三獣医師会技術検討会	豚の抗酸菌症の検査法の検討 と畜場における微生物制御の取り組みとその効果	湯藤 恵悟 松田 花子
	第11回全国食肉衛生検査所協議会 中国・四国ブロック技術研修会 厚生省食鳥肉衛生技術研修会	食鳥処理場における微生物制御に関する調査について	水野 亜里
1 3	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 双三獣医師会技術検討会	豚の解体工程における細菌汚染状況調査	湯藤 恵悟 大原佳世子
	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 厚生労働省食鳥技術研修会 双三獣医師会技術検討会	食鳥処理場におけるカンピロバクターの汚染実態とその制御への試み	水野 亜里 山内英理子 松田 花子
	日本獣医公衆衛生学会（中国）	ウシの悪性リンパ腫の1症例	大原佳世子
1 4	食品衛生監視員等業績発表会 第47回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会（中国） 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 双三獣医師会技術検討会	施設改善後のと畜場における豚枝肉の細菌汚染状況調査	中村 満 正岡 亮太 久保 滋

年度	学 会 等	演 題	発 表 者
	食品衛生監視員等業績発表会 第47回広島県獣医学会 全国公衆衛生獣医師協議会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 双三獣医師会技術検討会	流通肉の BSE 検査済確認システムの検討	山内英理子 松田 花子
15	食品衛生監視員等業績発表会 第48回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 食肉衛生検査所協議会中国・四国 ブロック会議 双三獣医師会技術検討会	牛枝肉等の脊髄組織付着状況調査及び洗浄効果について	松田 花子 正岡 亮太
	第48回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 双三獣医師会技術検討会	ウシの肝臓の増殖性好酸球性小葉間静脈炎	山下 和子
16	第49回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 双三獣医師会技術検討会	と畜場における排水中の脊髄組織の動向についての一考察	井上 佳織
	食肉衛生検査所協議会中・四国 ブロック会議 双三獣医師会技術検討会	と畜場の搬入豚における毒素産生性 <i>Pasteurella multocida</i> の分離状況	東久保 靖
	食品衛生監視員等業績発表会 全国公衆衛生獣医師協議会平成16 年度調査研究発表会	BSEに関する消費者意識 - リスクコミュニケーションに向けて -	金田 佳子
17	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中・四国 ブロック会議 双三獣医師会技術検討会	と畜場における脳脊髄組織の付着状況とその対策	石田 学
	第50回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 双三獣医師会技術検討会	プロイラーで認められた腹腔内腫瘍	山下 和子
18	食品衛生監視員等業績発表会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 双三獣医師会技術検討会	認定小規模食鳥処理施設における衛生対策に関する検討	伊坪 堅香子 東久保 靖 伊坪 堅香子
19	食品衛生監視員等業績発表会 食肉衛生検査所協議会中・四国 ブロック会議	食肉の安全・安心に関する意識調査	伊坪 堅香子 久保田 早苗
	第51回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 三次獣医師会技術検討会	ニワトリの皮膚扁平上皮癌の1例	山下 和子
	第51回広島県獣医学会 日本獣医公衆衛生学会(中国) 三次獣医師会技術検討会	内臓処理工程における牛肝臓の衛生実態調査	長澤 元
20	日本獣医公衆衛生学会(全国) 食品衛生監視員等業績発表会(中 国誌上) 三次獣医師会技術検討会	認定小規模食鳥処理場の衛生対策	井上 佳織

第4章 その他の参考資料

三次食肉加工センター使用料及び解体料

平成20年4月1日現在

(円)

	牛馬	とく	豚	めん羊 山羊	病畜				摘要
					牛馬	とく	豚	めん山羊	
使用料	4,200	1,890	1,313	945	8,400	3,780	2,625	1,890	時間外は倍額
解体料	4,515	1,418	1,260	735	4,515	1,418	1,260	735	時間外は倍額

検査所案内

広島県食肉衛生検査所

728-0025 広島県三次市粟屋町 1911-1

tel. (0824)63-1305

fax. (0824)63-6130

JR西日本 三次駅より

約5 Km

中国自動車道 三次インターより

約6 Km

